

星美学園短期大学・研究倫理ガイドライン

(基本原則)

第1条 本学教員及び学生は、保育・教育に関する研究・実践活動等の実施及び公表において、これらの研究・活動に参加する人の基本的人権に常に配慮しなければならない。とりわけ、子ども及びその家族の最善の利益と幸福を損なうことがあってはならない。

(研究実施のための配慮・説明責任)

第2条 本学教員及び学生は、保育・教育に関する研究・実践活動を行う際、研究協力者に対して、あらかじめ研究目的、研究内容等を十分に説明し、同意を得た上で行うことを原則とする。但し、研究協力者本人の同意の判断が困難な場合は、研究協力者を保護する立場にある者の判断と同意を得ることが必要である。

2. 研究協力者への同意は、原則として同意書などの文書で行う。また、可能な限り、文書に加え口頭での丁寧な説明を行うものとする。
3. 本学教員及び学生は、個人情報、データ等を収集・採取するにあたり、研究協力者に対し、何らかの身体的・精神的負担または苦痛を伴うことが予見される場合、その状況や可能性についてできるだけ分かりやすく説明しなければならない。
4. 研究の途中であっても、研究協力者が同意を撤回することができることを伝えるとともに、撤回の申し出があった時には、即日に個人情報やデータなどを廃棄しなければならない。
5. 本学教員は、授業の過程において、研究のために受講学生から個人情報、データ等の提供を求める時は、あらかじめ受講生の同意を得なければならない。また、研究協力の有無により、受講学生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

(情報管理の厳守)

第3条 本学教員及び学生は、研究・実践活動等によって得られた情報については、それを厳重に保管・管理し、研究目的以外に使用してはならない。また、同意を得た情報以外は利用してはならない。

(研究データ・資料の適切な取り扱い)

第4条 本学教員及び学生は、研究データや文献などの資料を取り扱う際、盗用、ねつ造、改ざんなどの不正な手段を用いてはならない。また、これらの不正手段が行われないように、学内で周知しなければならない。

(研究成果の公表に伴う責任)

第5条 本学教員及び学生は、研究・実践活動等で得られた成果を公表する場合、それがもたらす社会的な意義に十分配慮しなければならない。

2. 公表に際しては、あらかじめ協力者の同意を得なければならない。
3. 共同研究においては、共同研究者の権利と責任に配慮し、適切なオーサーシップに努めなければならない。
4. 論文の執筆にあたっては、差別的表現や不適切な表現に十分に注意を払い、他者に不利益が及ぶことのないよう配慮しなければならない。

(研鑽の義務)

第6条 本学教員及び学生は、研究倫理の遵守と学問的誠実性を促進するために、本綱領の周知と理解・実行に向けて、研鑽の機会をもたなければならない。